

議案第 82 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

- 1 施設の名称及び所在 別紙のとおり（亀山市運動施設）
- 2 指定する期間 平成 31 年 4 月 1 日から
平成 36 年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理者となる団体
東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4
三幸・スポーツマックス共同事業体
代表者 三幸株式会社
代表取締役 橋本 有史

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

施設の名称及び所在（亀山市運動施設）

名称	所在
西野公園体育館	亀山市野村二丁目5番1号
西野公園野球場	亀山市野村二丁目5番1号
西野公園運動広場	亀山市野村二丁目5番1号
西野公園庭球場	亀山市野村二丁目5番1号
西野公園プール	亀山市野村二丁目5番1号
亀山公園庭球場	亀山市西丸町566番地1
東野公園体育館	亀山市川合町1286番地49
東野公園ソフトボール場	亀山市川合町1286番地49
東野公園運動広場	亀山市川合町1286番地49
東野公園ゲートボール場	亀山市川合町1286番地49
観音山テニスコート	亀山市関町市瀬42番地7
亀山市関総合スポーツ公園 多目的グラウンド	亀山市関町新所8番地
亀山市関B&G海洋センター	亀山市関町新所8番地